

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナファ ソ	ブルキナファソ政府に対する贈 与に関する日本国政府とブルキ ナファソ政府との間の交換公文	ブルキナファソの経済の構造改善努力推進及び債務 問題を含むブルキナファソの経済困難緩和に寄与する ため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を 購入するための資金を贈与すること。	600,000千円 -----	H18.3.9 アビジヤ ン(コート ジボワ― ル)で (同日)	日本側 塩口哲朗在ブルキ ナファソ大使(エート ボワールにて兼轄) エー ブルキナファソ側 コー ル・イェル・ブルキナ ソ大使	H18.3.28 155号
ブルキナファ ソ	第三次小学校建設計画のための 贈与に関する日本国政府とブル キナファソ政府との間の交換公 文	第三次小学校建設計画を実施するために必要な 1. 教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	866,000千円 H19.3.31まで	H18.9.7 ワガドウ グーで (同日)	日本側 西内和彦在ブルキ ナファソ臨時代理大使 ブルキナファソ側 ユス ・ウエド・オオ・国務大臣 兼外務・域内協力大臣	H18.9.20 551号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。